



長野県報

12月25日(金)
平成21年
(2009年)
号外

目次

規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	1
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	1

規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年12月25日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第46号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 職員が、同一の日に第1項第9号及び第10号に掲げる業務に従事したときは、同項第9号に掲げる業務に従事したものととして当該業務に対する福祉業務手当を支給する。

附則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

人事課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年12月25日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第13号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

「	34	「	33	」
」	35	」	34	」
」	36	」	34	」
」	37	」	35	」
」	37	」	35	」
」	38	」	36	」
」	38	」	36	」

別表8のエ及びケ中 を に改める。

39	37
39	38
40	39

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員(個別に人事委員会と協議して号俸を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会事務局